

- 利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービスです。
- ベッドや車いす、杖、歩行器など利用者の状態に合わせて選択していきます。



- 利用者の日常生活における自立支援や、介護者の負担軽減を図るためのサービスです。
- ポータブルトイレ等用途が「貸与になじまないもの」の用具の販売を行っています。
- 令和6年4月より、（介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売について、一部福祉用具で貸与と販売の選択制が導入されました。



貸与・販売の選択は、利用者等の意思決定に基づいて行われるため、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与または販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択にあたって必要となる情報を提供しつつ提案をおこないます。

選択制の対象となる福祉用具の種目・種類は、次の4つです。

- ①固定用スロープ②歩行器（歩行車を除く）③単点杖（松葉づえを除く）④多点杖

峡南地域の福祉用具貸与事業所(特殊福祉用具販売含む)

令和6年8月現在

NO	事業所名	住所	電話番号	サービス提供地域 (峡南地域)
1	福祉用具貸与事業所さい	身延町波木井1507-1	0556-62-3545	市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町
2	介護ショップマーガレット	南部町南部8207-3	0556-64-1152	市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町

- 住みなれた自宅を暮らしやすくするサービスで、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅の改修を行うサービスです。
- 利用者だけではなく、周りで支える家族の意見も踏まえて、改修計画を立てていきます。
- 利用者がいったん改修費用の全額を支払い、その後申請して保険料・税金による補助分を受ける方法を原則としています。
- 一つの住宅につき改修費用が20万円を限度に支給されます。

